

夜間金庫規定

(令和1年9月1日現在)

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) この夜間金庫の基本料金は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に契約者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ基本料金を充当します。なお、当初契約期間の基本料金は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 夜間金庫入金帳の交付にあたっては、当行所定の取扱料金を支払ってください。
- (3) 基本料金および取扱料金は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の料金は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本料金を月割計算により返戻します。

4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」といいます)を、当行所定の入金票(夜間金庫投入金内訳票)および通帳等とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」といいます)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行はその責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用がおこなわれ損害が生じても、当行は責任を負いません。

10. (解約等)

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上